

# 第9章

## 悪臭

## 第9章 悪臭

### 概 況

においては「クサイ、悪い臭い」と「良い匂い、いい香り」があるが、クサイ、悪い臭いだけが悪臭苦情の原因とは限らない。個人の感覚によって良い匂いと悪い臭いが異なるのはもちろん、良い香りであっても一日中嗅ぐことになる場合や強烈な強さである場合には、人はそのにおいを悪臭と感じる。

昭和40年代に環境汚染が社会の関心を呼んだ際、悪臭も人の生活環境を悪化させる要因として受止められた。このため、昭和46年に悪臭防止法が公布され、事業場から発生するにおいが規制の対象になった。しかし、悪臭は様々な原因物質が混じりあったにおいであることがほとんどのうえ、その原因物質を90%以上除去しても人の感覚では無臭とならない。そのため、においを完全に無くすような対策は難しい。

#### (1) 届出の状況

県条例では、特に強い悪臭が発生すると考えられる業種の事業者に対し、生産量や原料など、前年度の操業実績を市に報告するよう義務付けている。

業種別の届出状況は、表9-1のとおりである。

表9-1 悪臭関係工場等届出状況

(件)

悪臭関係業種	年度		
	令和元年度	令和2年度	令和3年度
豚房施設(豚房の総面積が50㎡未満を除く。)	2	1	1
牛房施設(牛房の総面積が200㎡未満を除く。)	1	1	1
鶏を3,000羽以上飼育するもの	2	2	2
飼料又は有機質肥料の製造業(乾燥施設を有するものに限る。)	4	4	4
ゴム製品製造業(加硫施設を有するものに限る。)	1	1	1
し尿処理場	1	1	1
ごみ処理場	4	4	4
終末処理場	2	2	2
計	17	16	16

(2) 悪臭の状況

悪臭の規制方法は、法で定められた悪臭の原因になる物質（特定悪臭物質）の濃度を規制する方法である物質濃度規制と、物質や臭いの種類に関係なく人が感じる臭いの強さを数値化する臭気指数規制の二種類がある。本市では、平成 25 年 4 月 1 日から臭気指数規制によって悪臭の規制をしている。

悪臭に関する立入の状況は表 9-2 のとおりである。

**表 9-2 悪臭関係立入状況(令和 3 年度)**

立入対象・内容	件数
県条例で定められた悪臭関係工場	16
公害苦情相談のあった事業場	11
臭気測定	1

(注) 公害苦情相談のあった事業場への立入件数は、焼却行為を原因とするものを除く。